

税制改正により扶養親族等申告書の記入方法が一部変更されました！

Check! ●対象となる方

1. 配偶者および扶養親族に退職所得が見込まれる方
2. 国外居住者（非居住者）の扶養親族がいる方

1 配偶者および扶養親族に退職所得が見込まれる方

(1) 改正の概要

所得の見積額の記入について、一部変更となりました。

令和5年分より、各種控除の対象となる配偶者または扶養親族に退職所得が見込まれる場合、退職所得を除いた所得の見積額等も記入し、申告していただくこととなります。

税額計算にあたって、所得税は合計所得金額に退職所得を含むのに対し、住民税は退職所得を含まないとされていることから生じていた適用漏れに対応するためです。

※受給者本人や配偶者、扶養親族に退職所得が生じた年に関する住民税に疑問点や不明点がある場合はお住まいの市区町村へお問い合わせください。

(2) 記入方法

令和5年中に退職手当等の収入が見込まれる配偶者または扶養親族がいる場合は、その親族の〈住民税に関する事項〉欄にも記入が必要となります。退職所得を除いた所得の見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下の場合に記入してください。

※令和5年中に退職所得が見込まれる場合は、必ずチェックを記入し、令和5年中の退職所得を除いた所得の見積額を記入してください（記入がない場合は退職所得なしとみなします）。

※令和5年中に退職所得が見込まれない場合は、〈住民税に関する事項〉の記入は必要ありません。

例	パターン	記入内容			記入例
		上段	中段	下段	
◆記入内容（上段、中段、下段）の説明		令和5年中の退職所得を含む所得の見積額を記入	令和5年中に退職所得がある場合に記入	令和5年中の退職所得を除いた所得の見積額を記入	赤字部分を記入してください。
①	退職所得がない。 ⇒所得税および住民税の控除の対象となります。	所得の見積額を記入する	記入しない	記入しない	
②	退職所得がある。 ⇒所得税および住民税の控除の対象となります。	所得の見積額を記入する	✓を記入する	退職所得を除いた所得の見積額を記入する	
③	退職所得がある。 ⇒所得税では控除の対象外ですが、住民税は控除の対象となります。	所得の見積額を記入する	✓を記入する	退職所得を除いた所得の見積額を記入する	
④	受給者本人が「ひとり親」で、扶養親族である子に退職所得がある。 ⇒所得税および住民税の扶養控除の対象であり、かつ、受給者本人のひとり親控除の対象となります。	所得の見積額を記入する	✓を記入する	退職所得を除いた所得の見積額を記入する	
所得の見積額欄に必要事項を記入するとともに、受給者本人の寡婦等の欄の「5. ひとり親」、および「7. ひとり親」の両方を○で囲んでください。		受給者本人の寡婦等の欄			

※所得の見積額が0円の場合は「0」と記入してください。記入がない場合は0円と判断します。

※所得の見積額が、配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下である場合に控除の対象となります。

※記入に誤りがあると正しい税計算ができませんのでご注意ください。

裏面へつづく

2 国外居住者（非居住者）の扶養親族がいる方

(1) 改正の概要

扶養控除の対象とすることができる国外居住者（非居住者）※である扶養親族の範囲が一部変更となりました。従来は、国外居住者（非居住者）は、すべて扶養控除の対象でした。

令和5年分からは、下表イメージ図のとおり、国外居住者（非居住者）のうち16歳以上30歳未満の方、70歳以上の方、および30歳以上70歳未満の留学生、障害者または38万円以上の送金を受けている方のいずれかに該当する方が扶養控除の対象となります。

※国内に住所を有さず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない方

●改正前後のイメージ図

塗りつぶし部分が扶養控除の対象となります。



(2) 添付書類について

国外居住者（非居住者）は、下表の確認書類の提出が必要となります。

確認書類の提出がない、または不足している場合は、記入があっても扶養控除の対象となりません。

国外居住者（非居住者）		確認書類 1	確認書類 2
16歳以上 30歳未満		親族関係書類	なし
30歳以上 70歳未満	a. 留学生	親族関係書類	留学ビザ等相当書類
	b. 障害者	親族関係書類	なし
	c. 38万円以上の送金	親族関係書類	38万円以上の送金関係書類
	a～c以外	扶養控除の対象外	
70歳以上		親族関係書類	なし

扶養親族が国外居住者であり、かつ確認書類を提出した場合のみ扶養控除の対象となります。

※親族関係書類とは、次の①または②のいずれかの書類で、その国外居住者が受給者本人の配偶者または親族であることを証するものをいいます。

①戸籍の附票のコピー、その他の国または地方公共団体が発行した書類およびその親族の旅券（パスポート）のコピー

②外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類（その親族の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限り）

※留学ビザ等相当書類とは、外国政府または外国の地方公共団体が発行したビザに類する書類の写しや、在留カードに相当する書類の写し等をいいます。

※38万円以上の送金関係書類とは、受給者本人から国外居住者へ、その年における生活費または教育費に充てるための支払の金額が合計38万円以上であることを明らかにする書類をいいます。

※提出いただく書類が外国語で作成されている場合は、日本語での翻訳文が必要となります。